

アジア風力発電株式会社「（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和 6 年 3 月 2 2 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、アジア風力発電株式会社「（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第 4 6 条の 1 7 第 2 項の規定に基づき、本日、アジア風力発電株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第 4 6 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けたアジア風力発電株式会社は、同条第 2 項の規定に基づき、島根県知事及び広島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第 2 7 条の規定に基づき公告及び縦覧（1 か月間）し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 元年 8 月 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 元年 1 0 月 1 8 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 元年 1 0 月 2 4 日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 2 年 1 月 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 2 年 4 月 2 4 日
島 根 県 知 事 意 見 受 理	令和 2 年 7 月 2 2 日
広 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 2 年 7 月 2 2 日
経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出	令和 2 年 8 月 1 8 日

＜環境影響評価準備書＞

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 4 年 3 月 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 5 月 2 7 日
島 根 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 9 月 2 2 日
広 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 9 月 2 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 1 0 月 2 4 日
経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出	令和 4 年 1 2 月 1 日

＜環境影響評価書＞

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和 6 年 3 月 6 日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和 6 年 3 月 2 2 日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2（直通）